

高森町公共施設等総合管理計画



平成29年3月策定

令和4年3月改訂

高森町

高森町公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について

- 1 背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 施設の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 高森町について

- 1 概 況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 沿 革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 本町を取り巻く社会的状況

- 1 人口の動向及び将来の見通し・・・・・・・・ 4
 - (1) 人口・世帯数の推移・・・・・・・・ 4
 - (2) 年齢階層別人口・・・・・・・・ 5
 - (3) 将来人口・・・・・・・・ 6
- 2 財政状況・・・・・・・・ 8
 - (1) 歳入の状況・・・・・・・・ 8
 - (2) 歳出の状況・・・・・・・・ 9
 - (3) 歳出決算額の性質別内訳・・・・・・・・ 10
 - (4) 投資的経費と地方債残高・・・・・・・・ 11
 - (5) 有形固定資産減価償却率・・・・・・・・ 11
- 3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察・・・・・・・・ 12

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

- 1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状・・・・・・・・ 13
 - (1) 公共建築物の保有状況・・・・・・・・ 13
 - (2) 築年別整備状況・・・・・・・・ 14
 - (3) 耐震化実施状況・・・・・・・・ 15
- 2 インフラ施設の状況・・・・・・・・ 16
 - (1) インフラ施設の現状・・・・・・・・ 16
- 3 過去に行った対策の概要・・・・・・・・ 19
 - (1) 施設数の縮減・・・・・・・・ 19
 - (2) 施設の統廃合に向けた検討について・・・・・・・・ 19
 - (3) 計画の策定・・・・・・・・ 19
- 4 将来の更新費用の推計・・・・・・・・ 20
 - (1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法・・・・・・・・ 20
 - (2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計・・・・・・・・ 21
 - (3) 中長期的な経費の見込み・・・・・・・・ 22

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間	23
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	23
3 現状や課題に関する基本認識	25
(1) 数量の適正性	25
(2) 品質の適正性	25
(3) コスト（財務）の適正性	25
4 公共施設等の管理の数値目標	26
(1) 公共建築物保有量の縮減目標	26
(2) インフラ施設	26
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	27
(1) 点検・診断等の実施方針	27
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	27
(3) 安全確保の実施方針	27
(4) 耐震化の実施方針	28
(5) 長寿命化の実施方針	28
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	29
(7) ゼロエネルギー化の推進方針	29
(8) 統合や廃止の推進方針	29
(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	29
6 PDCAサイクルの推進	30

第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共建築物の方向性	31
(1) 文化系施設	31
(2) 社会教育系施設	32
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	33
(4) 産業系施設	34
(5) 学校教育系施設、子育て支援施設	35
(6) 保健・福祉施設	35
(7) 行政系施設	37
(8) 町営住宅	38
(9) その他（公園施設含む）	39
2 インフラ施設の方向性	40

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

全国的に公共施設及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は国土強靱化を図るべく平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、その流れにより総務省が平成 26（2014）年 4 月に各地方公共団体に対し「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。その後、個別施設計画の推進を踏まえ、平成 30（2018）年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され、総合管理計画の充実を図ることが求められています。

高森町においても多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、公共施設等を多く建設してきましたが、これらの多くの公共施設等は老朽化が進んでいることから、機能維持や建替えのために多額の費用が必要になると見込まれます。

今後は、人口減少・少子高齢化の進展に伴い、町税収入の伸び悩みが予測される一方で、社会保障費に対する支出は年々増加していくことが懸念されます。さらに、老朽化した公共施設の多くは更新の時期を迎えており、それらの更新費用が町の財政運営にとって負担となることが予想されることから、公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが課題となっています。

以上のような本町を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、高森町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を平成 29（2017）年 3 月に策定しました。

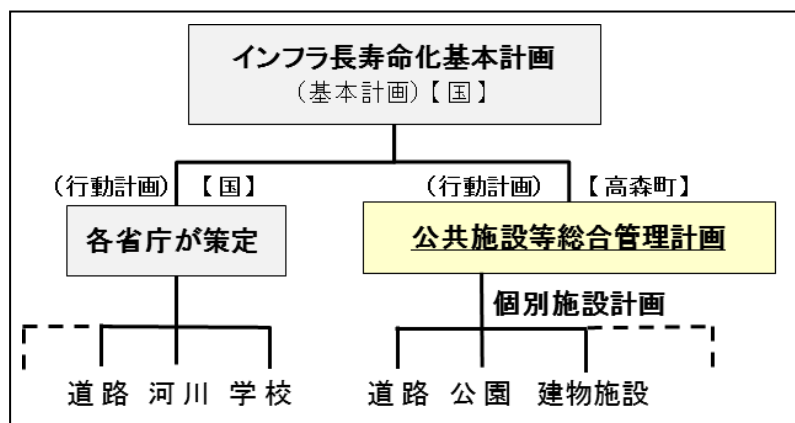
今回定める改訂版は、これまで進めてきた公共施設等に関する取り組みや各施設管理者が定めた個別施設計画の考え方を踏まえた見直しを行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等について、長期的・経営的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針を示すものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

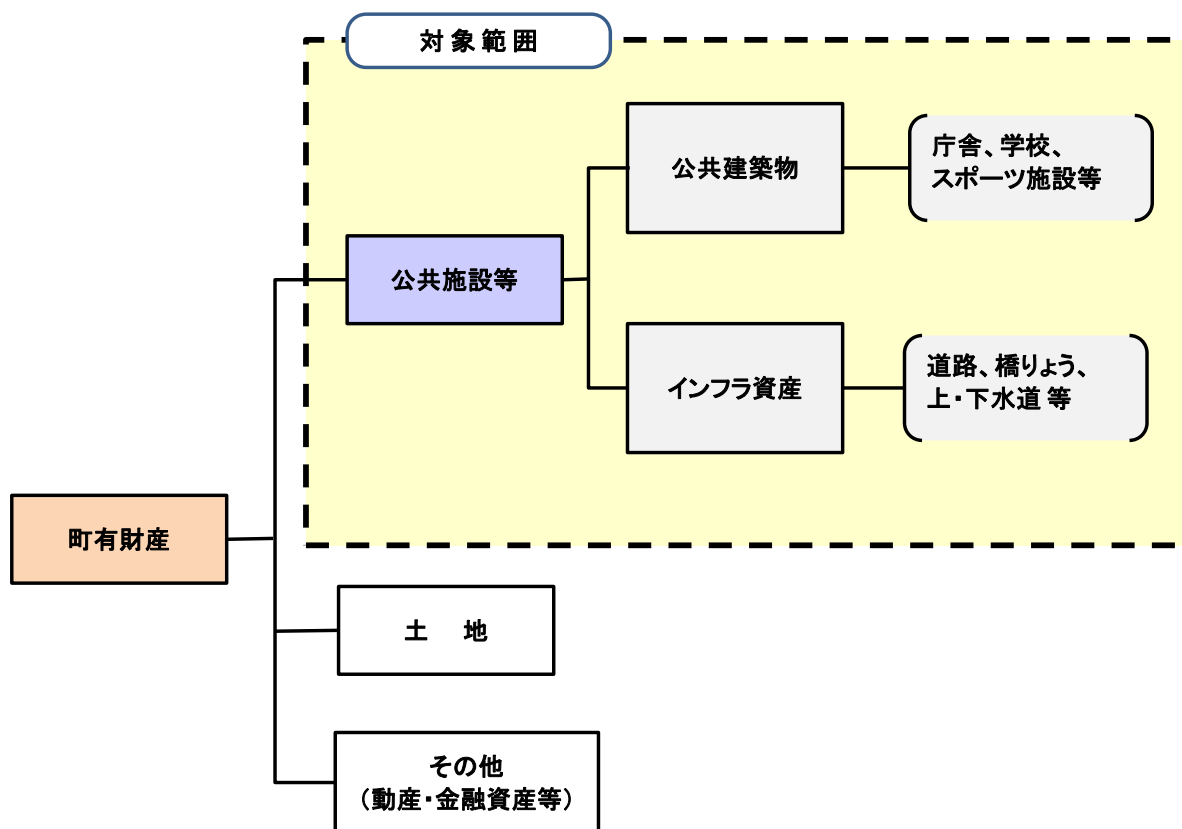
◆図表 1-1 本計画の位置づけ



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、令和3年3月末時点の本町が所有する学校・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、上・下水道等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



第2章 高森町について

1 概 況

本町は、長野県の南に位置し、伊那谷の南部、天竜川の西岸に広がる段丘の町で、北から東南にかけて松川町・豊丘村・喬木村に、南は飯田市と接しています。中央アルプスと南アルプス、2つの山脈に囲まれた段丘の町は、いわば大きな自然の箱庭そのもので、東西 9.1 km、南北 7.6 km、総面積は 45.36k m²となっています。



西に中央アルプスに続く本高森山（1,889.8m）がそびえ、高森町はこの最高地点から東に向かって、ゆるやかに扇状地をつくり広がっています。この段丘の地形は変化に富んだ美しい自然を育み、さらに人々の暮らしにも、様々な恩恵を与えてきました。

2 沿 革

高森町は、昔から自然に恵まれ、たいへん住みよいところでした。このことは、数多い遺跡や遺物などからもよく分かります。また、古くからの道（東山道や伊那街道など）が通った町内には瑠璃寺の薬師三尊像や竹之内住宅という重要文化財が2点、県宝及び県指定文化財が5点、町指定・登録文化財が30点あります。その他にも古墳や城跡など数多くの文化財が残されています。

明治22年、当時の下市田・上市田・吉田・出原・大島山・牛牧の6ヶ村が合併して市田村となりました。一方、明治8年山吹にあった5ヶ村と大島村の前身となった3ヶ村が合併して里見村となりましたが、明治14年に分村し山吹村となりました。昭和32年7月1日に市田村・山吹村が合併し、両村を山頂で結ぶ本高森山に由来して町名を高森町としました。

第3章 本町を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

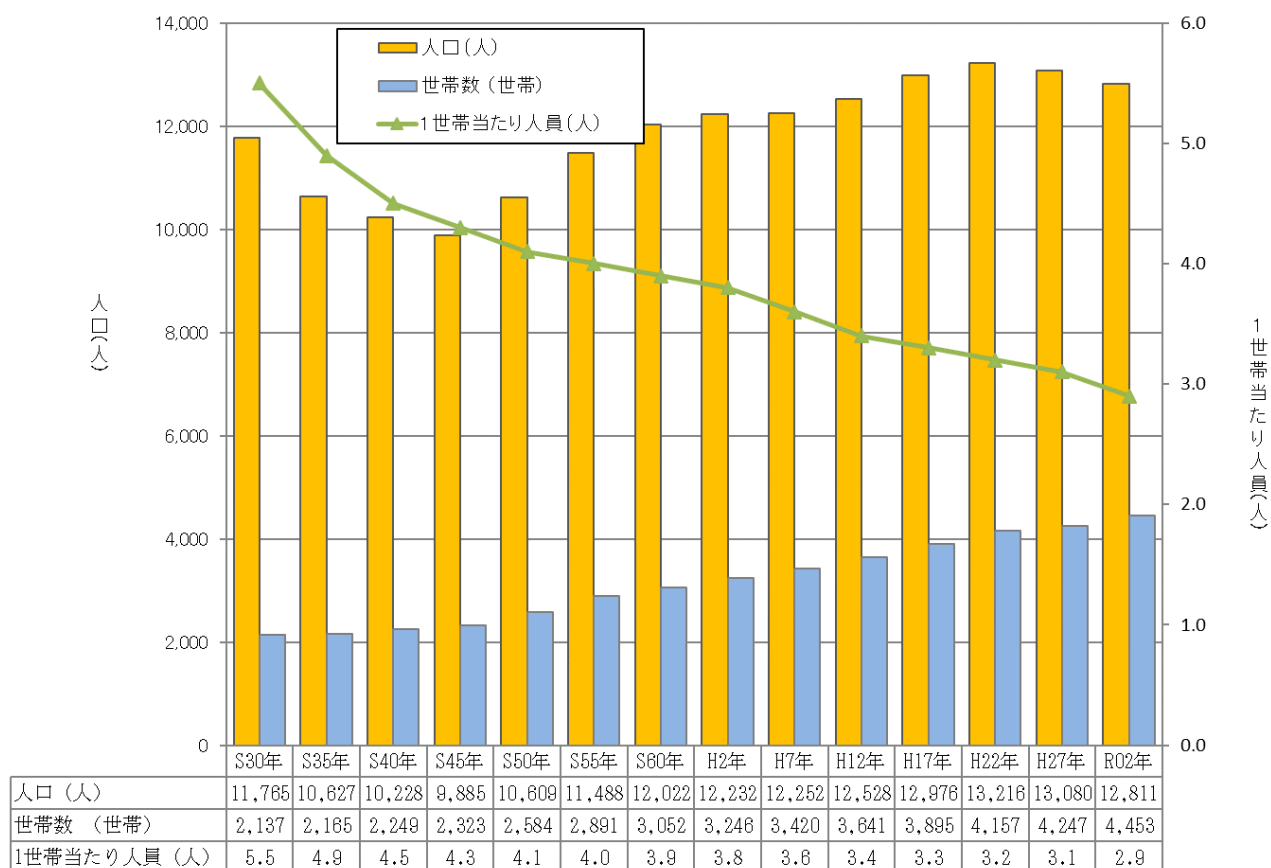
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本町の人口・世帯数の推移をみると、昭和30年の人口は、11,765人で昭和45年にかけて減少しましたが、その後増加に転じ、令和2年には12,811人と65年間で1,046人、率で8.9%増加しています。しかし、平成22年に対しては405人、率で3.1%減少しており、増加し続けていた人口も減少に転じています。

世帯数は、昭和30年の2,137世帯が最も少なく、以降増加し続け令和2年は4,426世帯となっています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和30年の5.5人から年々減少し、令和2年には2.9人となっており、核家族化や少子化の背景にある未婚化、晩婚化の影響や、高齢者数の増加による夫婦のみ世帯や単身世帯の増加による小世帯化の進行が窺えます。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移

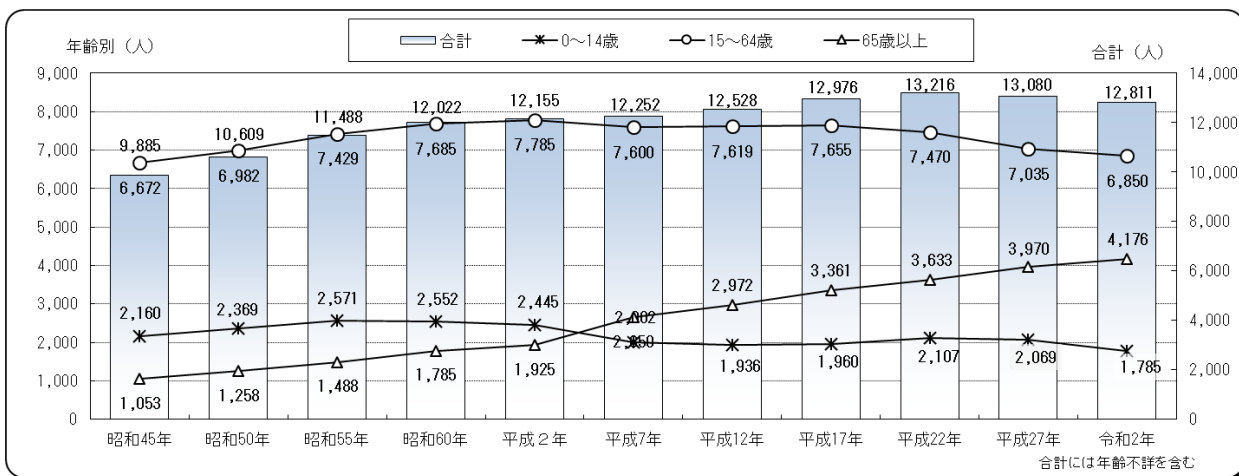


(2) 年齢階層別人口

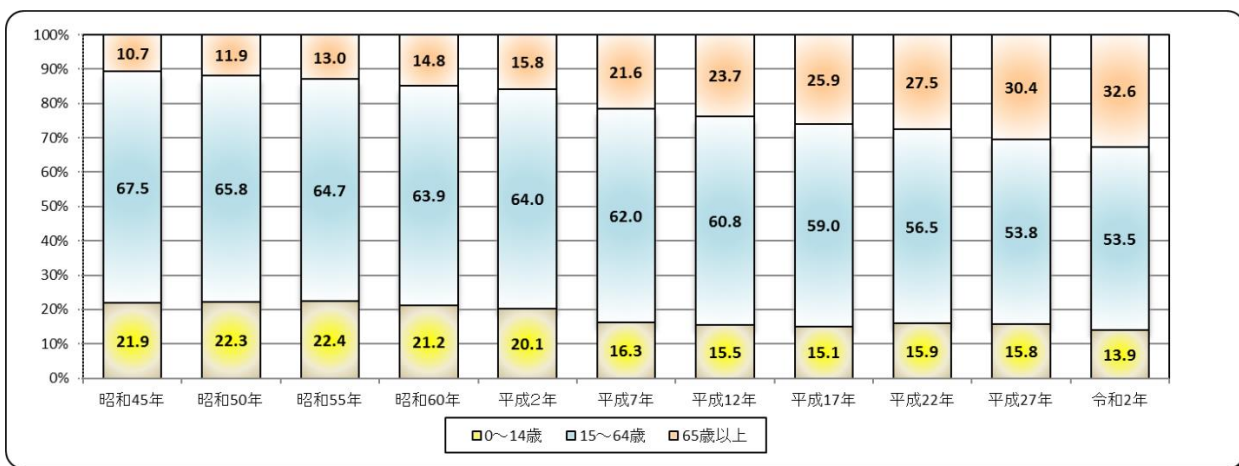
平成2年から平成27年にかけての年齢別人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)は2,000人前後を推移しています。生産年齢人口(15～64歳)は、25年間で749人(9.6%)減少していて、平成22年から平成27年にかけて435人(5.8%)減少しています。老年人口(65歳以上)は、25年間で1,823人(84.9%)増加しています。特に平成22年から平成27年にかけて337人(9.3%)増加しており高齢化が加速しています。

平成27年の年齢3区分別の人口構成比は、年少人口が15.8%、生産年齢人口が53.8%、老年人口が30.4%となっています。老年人口比では全国平均(26.6%)や長野県平均(30.1%)を上回っています。

◆図表 3-2 年齢階層別人口の推移



◆図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

(3) 将来人口

高森町人口ビジョンによる、本町の令和22年の総人口は11,217人で、平成22年に対し1,999人(15.1%)減少することが予想されています。

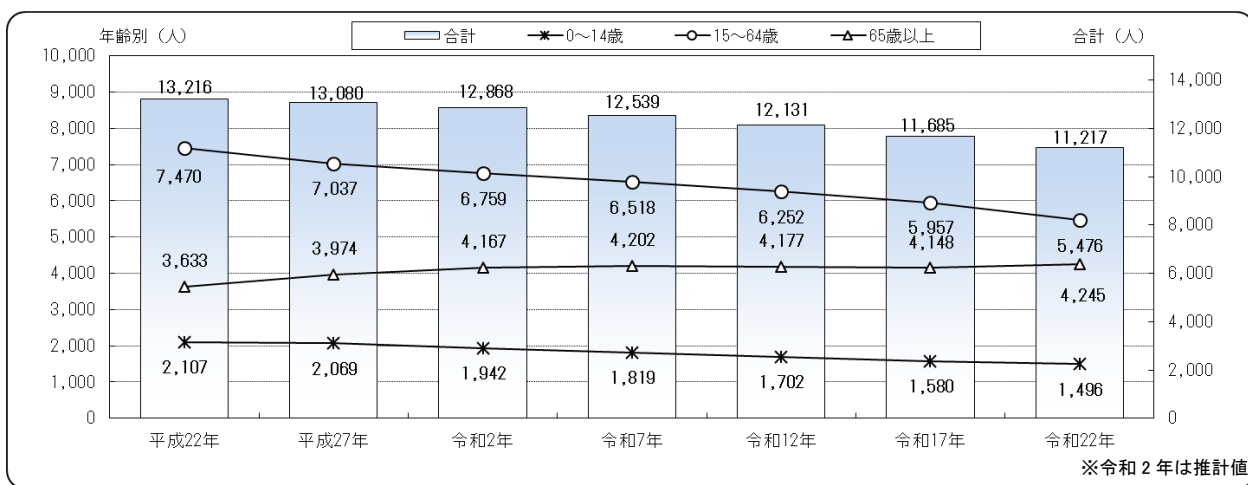
年齢3区分別にみると、老年人口を除く各年齢層で減少する結果となっており、年少人口(0～14歳)は611人(29.0%)、生産年齢人口(15～64歳)は1,994人(26.7%)減少し、老年人口(65歳以上)は612人(16.8%)増加することが見込まれています。

人口構成比では、年少人口、生産年齢人口は減少し、令和22年の割合はそれぞれ13.3%、48.8%で、老年人口については、年少人口、生産年齢人口の減少が続くことによる、相対的な増大により、構成比では37.8%となっています。

また、老年人口と生産年齢人口の比率は大きく減少し、令和22年で1:1.3と予測され、1人の高齢者を1.3人で支えることになり、社会保障関係費の財政負担の増加や、公共施設の利用需要も変化してくるものと考えられます。

なお、「高森町人口ビジョン(第7次まちづくりプランより)」の将来展望人口(町独自推計)では、令和22年(2040年)の総人口を11,562人程度(令和12年12,296人)と展望しています。

◆図表 3-4 年齢階層別人口の推計



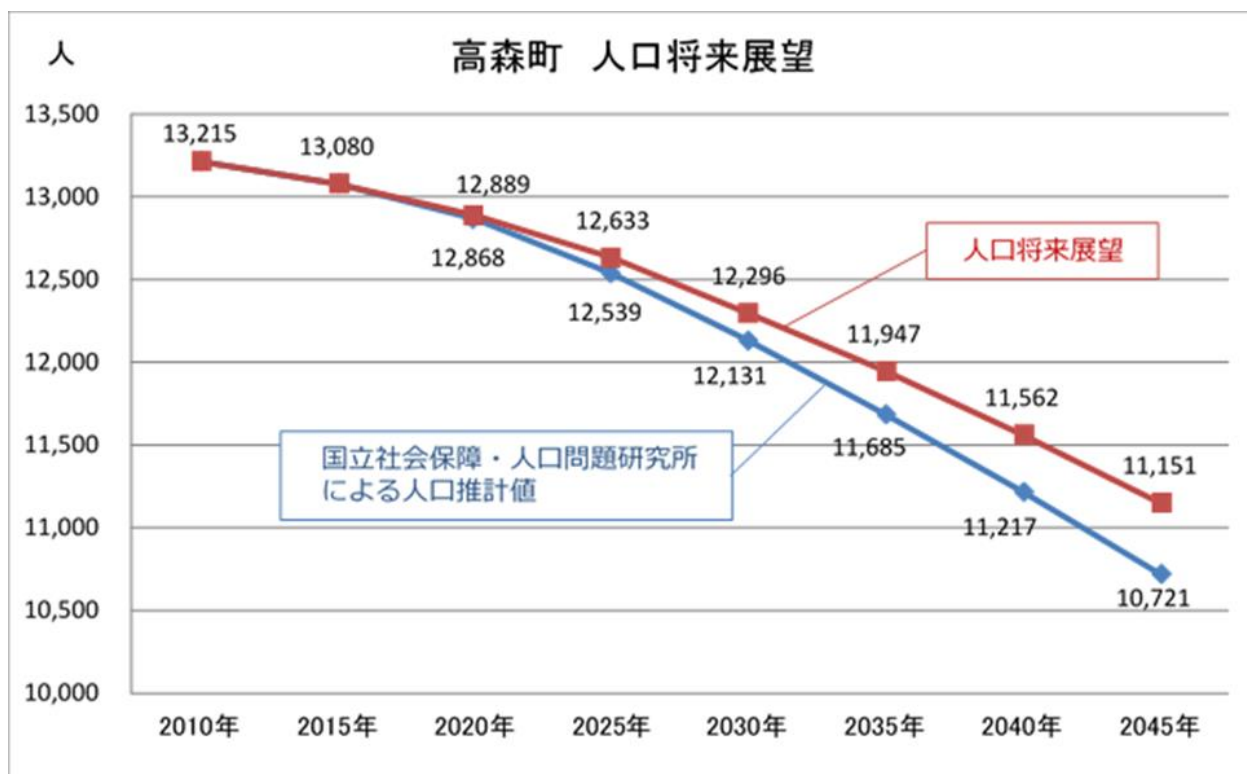
◆図表 3-5 年齢階層別人口の推計

年齢階層	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	H22～R12 年の人口 増減率	H22～R22 年の人口 増減率
総数(人)	13,216	13,080	12,868	12,539	12,131	11,685	11,217	-8.2%	-15.1%
年少人口(0～14歳)	2,107	2,069	1,942	1,819	1,702	1,580	1,496	-19.2%	-29.0%
生産年齢人口(15～64歳)	7,470	7,037	6,759	6,518	6,252	5,957	5,476	-16.3%	-26.7%
老年人口(65歳以上)	3,633	3,974	4,167	4,202	4,177	4,148	4,245	15.0%	16.8%
比率(高齢者:生産年齢)	2.1	1.8	1.6	1.6	1.5	1.4	1.3	-28.6%	-38.1%
年齢階層:構成比	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	増減率	増減率
年少人口(0～14歳)	15.9%	15.8%	15.1%	14.5%	14.0%	13.5%	13.3%	-12.0%	-16.3%
生産年齢人口(15～64歳)	56.5%	53.8%	52.5%	52.0%	51.5%	51.0%	48.8%	-8.8%	-13.6%
老年人口(65歳以上)	27.5%	30.4%	32.4%	33.5%	34.4%	35.5%	37.8%	25.3%	37.7%

※令和2年は推計値

●高森町の将来展望人口

◆図表 3-6 人口の将来展望（高森町人口ビジョン）



2 財政状況

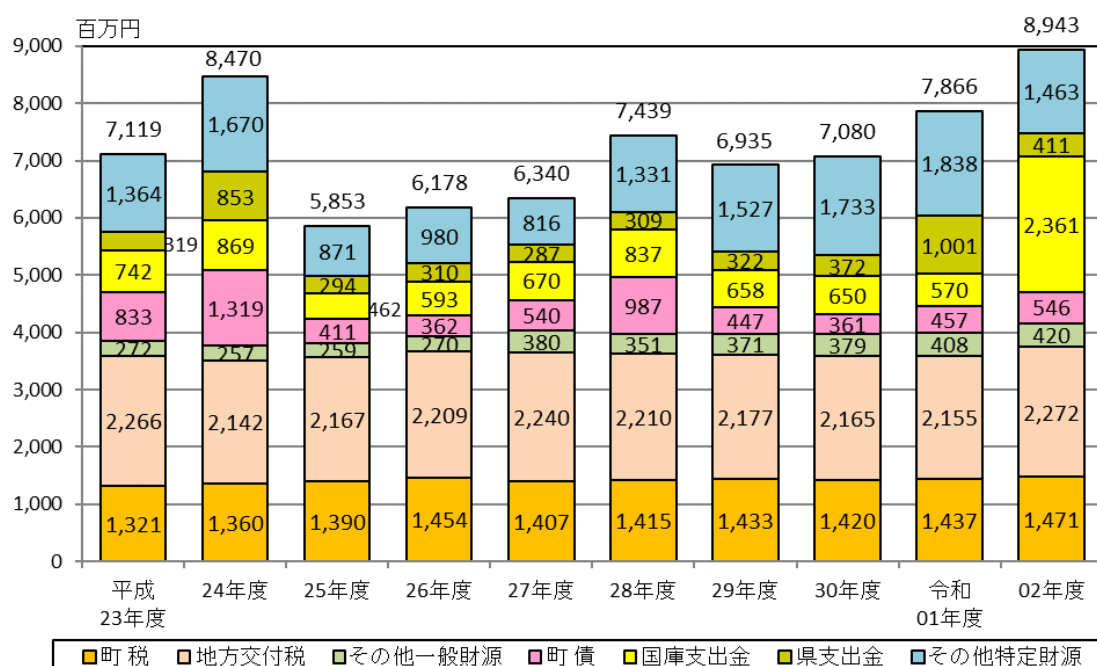
(1) 歳入の状況

平成 23 年度以降は、中学校を建設した平成 24 年度及び新型コロナウイルス感染症対策を行った令和元・2 年度を除き、概ね 58～75 億円の間で推移しています。

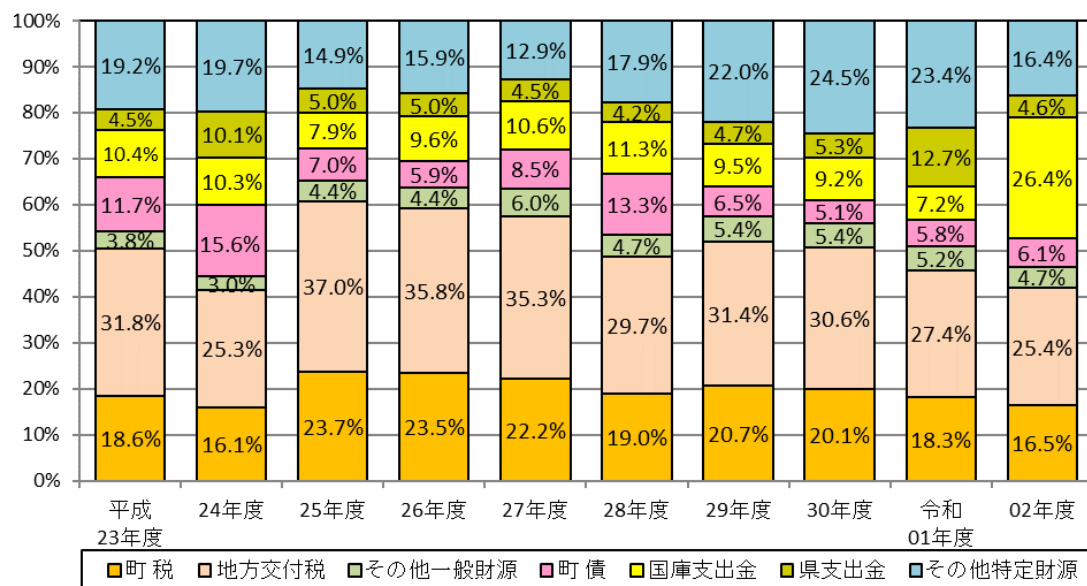
歳入の内訳をみると、町税収入は概ね 13～15 億円を推移しており、令和 2 年度の町税収入は 14.7 億円で、歳入に占める割合は 16.5%となっています。

依存財源は半分以上を占め、その内地方交付税は、概ね 21 億円～23 億円で推移しており、令和 2 年度で歳入全体の 25.4%を占めています。今後、生産年齢人口の減少に伴い税収の減少が見込まれ、依存財源の割合は増加が予想されます。

◆図表 3-7 歳入決算額の推移(普通会計)



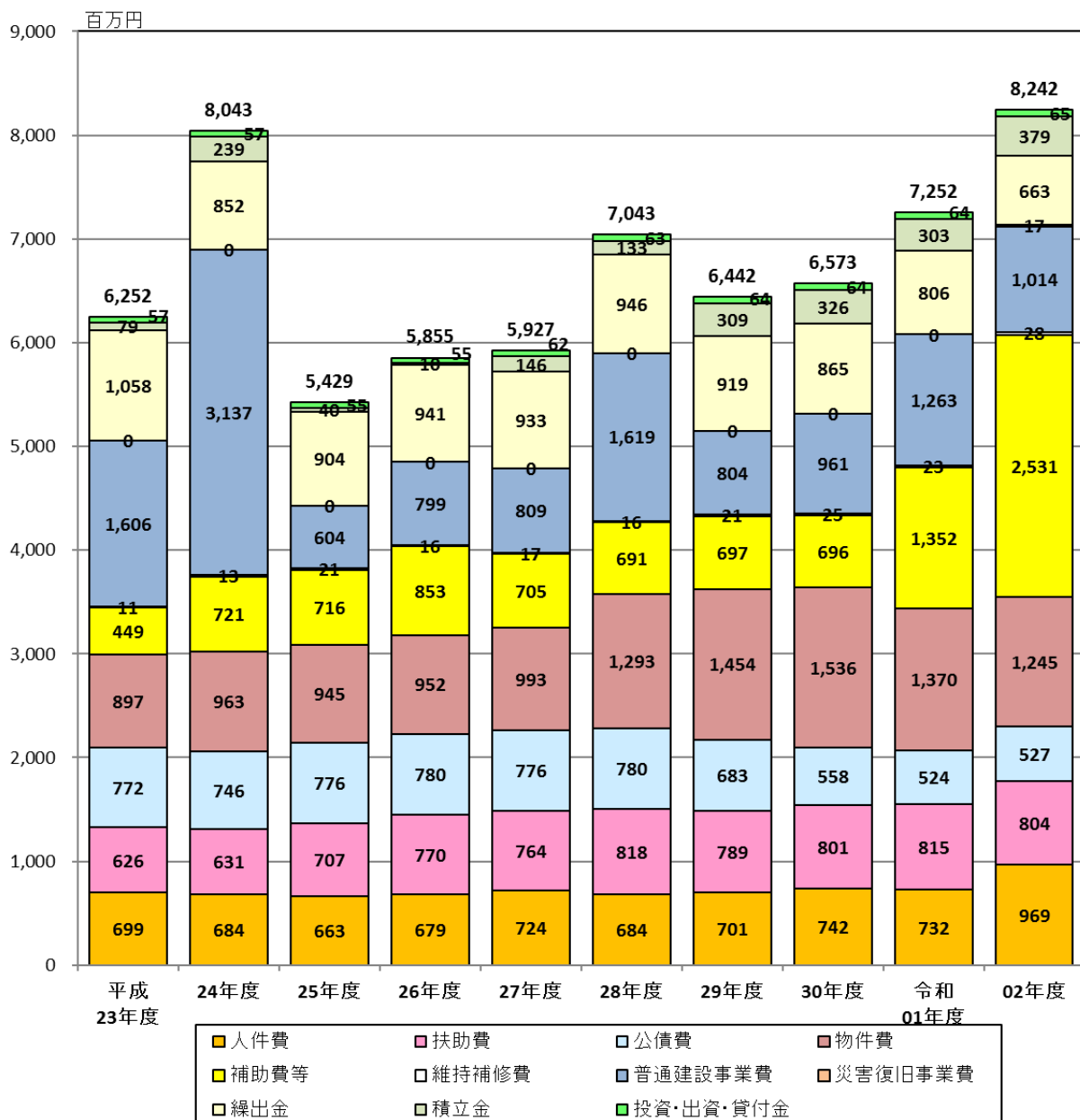
◆図表 3-8 歳入決算額構成比の推移(普通会計)



(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費について、人件費が令和2年度に会計年度任用職員制度の開始に伴い増加しているもののほぼ横ばい、公債費は平成28年度をピークに減少傾向にあります。社会保障関係の扶助費は増加傾向にあり、平成23年度に約6.3億円であったものが、令和2年度には約8億円となっており、高齢化の進展により、今後も医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。また、経常的経費の補助費等については、令和元・2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策の影響により大幅に増加しています。投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）は、年度により変動がみられ、最も多かった平成24年度は約31億円で、直近の令和2年度は約10億円となっています。今後、更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加が予測され、それを補う財源の捻出が課題となります。

◆図表 3-9 歳出決算額の推移(普通会計)

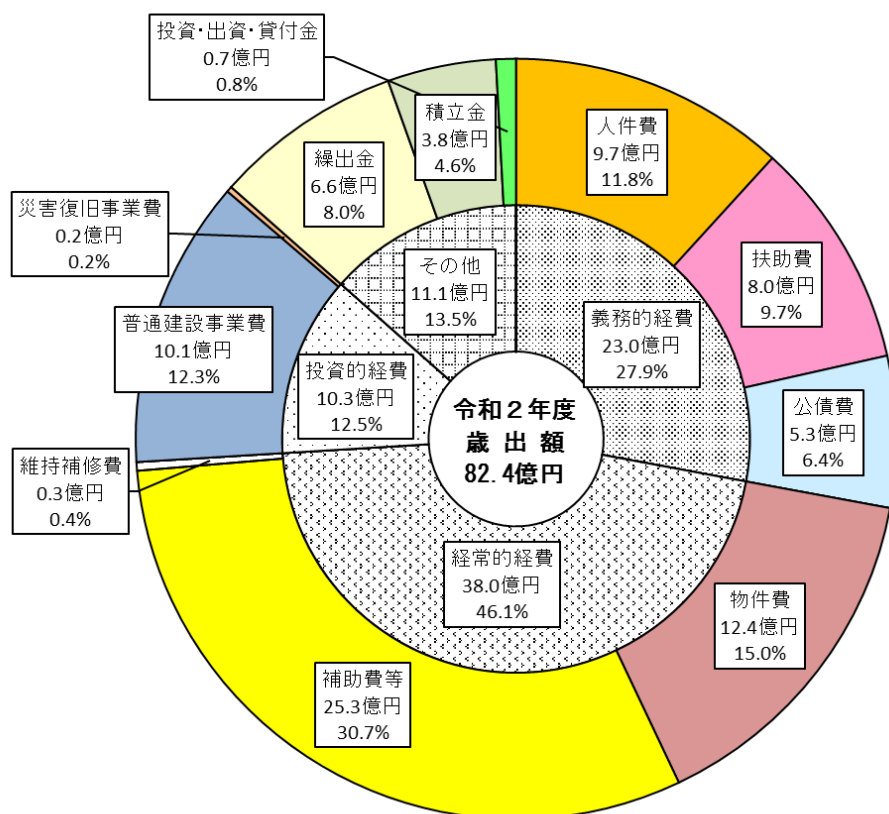


(3) 歳出決算額の性質別内訳

令和2年度の歳出総額は82.4億円であり、人件費や扶助費などの義務的経費は23億円、義務的経費に物件費などの経常的経費を加えた額では61億円となっています。また、普通建設事業費等の投資的経費は10.3億円となっています。

性質別に歳出全体に占める割合をみると、補助費が一番大きく30.7%、物件費15%、普通建設事業費12.3%、人件費11.8%、扶助費が9.7%、繰出金8.0%、公債費6.4%の順となっています。

◆図表 3-10 令和2年度歳出決算額の性質別内訳



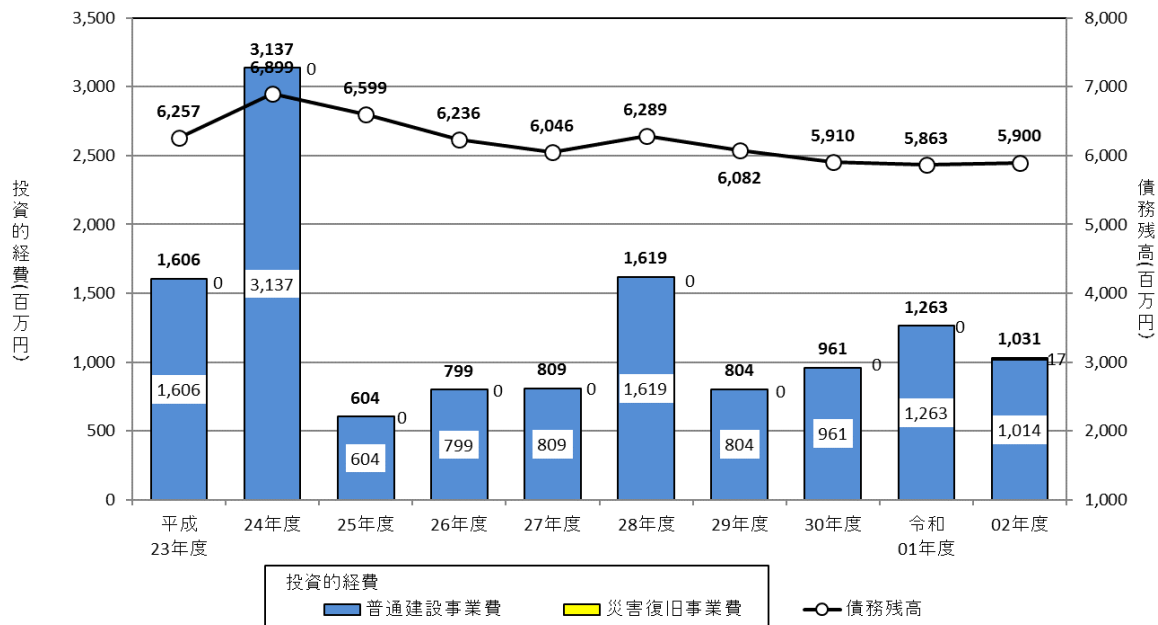
注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

(4) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、年によって増減があり、平成 23 年度から令和 2 年度にかけて平成 24 年度を除き概ね 6～16 億円の間で推移しています。令和 2 年度の投資的経費は 10 億円で前年と比べて約 2.3 億円減少しています。

町の借金にあたる債務残高は、平成 24 年度の約 69 億円をピークに年々減少し、令和 2 年度は約 59 億円に圧縮しています。

◆図表 3-11 投資的経費と地方債残高の推移



(5) 有形固定資産減価償却率

建築物等の償却資産の帳簿原価に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対してどの程度減価償却が進行しているかを把握することができます。

令和元年度末時点の高森町における有形固定資産減価償却率の全体は 54.9%となっており、そのうち建物の内訳で最も高い施設は、96.0%の保育所で、次いで高いのは 85.3%の庁舎となっており、最も低いのが一般廃棄物処理施設の 28.2%となっています。

◆図表 3-12 施設類型別の有形固定資産減価償却率

分類名	有形固定資産減価償却率 (%)		
	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
全体	51.5	53.5	54.9
公営住宅	75.2	77.6	80.1
保育所	95.6	95.8	96.0
学校施設	38.6	40.7	42.7
公民館	76.4	79.2	82.1
体育館	78.3	80.6	75.1
福祉施設	49.5	51.5	53.3
一般廃棄物処理施設	21.1	20.5	28.2
消防施設	55.9	60.2	59.1
庁舎	82.9	84.6	85.3
道路	45.1	47.1	48.5
橋りょう・トンネル	57.7	59.6	57.6

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる町税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費はほぼ一定、公債費もほぼ横ばい傾向で推移しているものの、扶助費や経常的経費の補助費等は増加傾向にあり、今後は、少子高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、高森町公共施設等整備更新基金の運用を図るとともに、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、町債の適正運営と有効利用、新しい課税客体の創出により、財源の確保を図るとともに、町独自の施策を継続しコスト削減等を図る必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

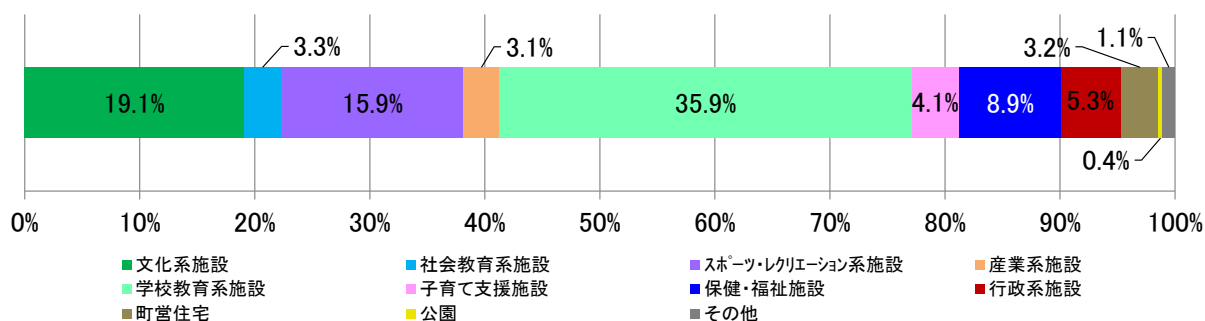
（1）公共建築物の保有状況

本町が保有する公共建築物の延床面積の合計は 72,646.00 m²であり、その内訳は、学校教育系施設が 35.9%と最も多く、次いで文化系施設が 19.1%、スポーツ・レクリエーション系施設が 15.9%、と続き、この3分類で全体の約7割を占めていることがわかります。

◆図表 4-1 公共建築物の保有状況の推移

大分類	中分類	平成27年度 (2015)		令和2年度 (2020)		増減の主な理由
		施設数	延床面積 (m ²)	施設数	延床面積 (m ²)	
文化系施設	集会施設	64	12,995.76	65	13,839.34	吉田西地区防災センター、竜口地区生活改善センター追加。山吹上平地区館H28改築。山吹区事務所H28新築。
	文化施設	1	8.28	0	0.00	旧下市田学校・便所取壊し。
社会教育系施設	博物館等	1	1,882.00	2	2,366.17	埋蔵文化財収蔵庫【旧上市田農業集落排水処理場】からH31用途変更
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	6	4,630.35	8	6,727.64	高橋ドーム【レクリエーション施設・観光施設】から異動。天白グラウンド（便所・倉庫）H27建築。
	レクリエーション施設・観光施設	6	6,931.29	3	4,797.15	高橋ドーム【スポーツ施設】へ異動。信州たかもり温泉（ハイオマスホーラー棟等）H30新築。かわせみの家R元取壊し。
産業系施設	産業系施設	2	2,221.13	2	2,221.13	
学校教育系施設	学校	3	24,366.02	3	24,381.86	南小学校（コンテナプール）H28新築。
	その他教育施設	1	400.00	2	1,714.57	高森町学校給食共同調理場H28新築。南小学校学童クラブ（旧給食センター）H29改築。
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	4	2,432.21	4	2,450.99	下市田保育園（便所）H26新築。
	幼児・児童施設	0	0.00	1	515.29	女性活躍子ども子育て拠点施設（あったかてらす）H29新築。
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	4,356.34	3	4,356.34	
	保健施設	1	450.00	1	450.00	
	その他社会保険施設	1	1,641.46	1	1,641.46	
行政系施設	庁舎等	1	2,955.00	1	2,955.00	
	消防施設	16	719.98	14	859.84	新川ポンプ小屋、ポンプ積載車車庫（小沼）3-1取壊し。
町営住宅	町営住宅	2	2,318.08	2	2,318.08	
公園	公園	9	224.25	10	265.56	中央公園（便所）H29改築。天白公園（駐車場便所）H29改築。大丸山公園（便所）H27新築。丸山公園（便所）取壊し。ほたるパーク山吹追加。
その他	その他	8	640.88	7	785.58	福祉バス集合所R元取壊し。
合 計		129	69,173.03	129	72,646.00	

◆図表 4-2 公共建築物延床面積の割合



平成2年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の51.8%、10年後に30年以上経過となる施設割合は64.8%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

Figure 1: Breakdown of facility construction years

Pie Chart Data (Overall Distribution):

Construction Year	Percentage
築30年以上	51.8%
築10年未満	20.6%
築10～19年	14.6%
築20～29年	13.0%

Horizontal Stacked Bar Chart Data (Facility Type Distribution):

Facility Type	築10年未満 (%)	築10～19年 (%)	築20～29年 (%)	築30年以上 (%)
文化系施設	~5	~20	~25	~50
社会教育系施設	0	~20	~48	~32
スポーツ・レクリエーション施設	~2	~23	~25	~50
産業系施設	0	~75	~2	~23
学校教育系施設	~50	0	0	~50
子育て支援施設	~18	0	0	~82
保健・福祉施設	0	~38	~5	~57
行政系施設	~5	~5	~10	~80
町営住宅	0	0	~18	~82
公園	~38	~28	~8	~26
その他	~2	~2	~38	~58

Facility Type Legend:

- 文化系施設 (Cultural Facilities)
- 学校教育系施設 (School Education Facilities)
- 町営住宅 (Municipal Housing)
- 社会教育系施設 (Social Education Facilities)
- 子育て支援施設 (Childcare Support Facilities)
- 公園 (Parks)
- スポーツ・レクリエーション系施設 (Sports & Recreation Facilities)
- 保健・福祉施設 (Health & Welfare Facilities)
- その他 (Others)
- 産業系施設 (Industrial Facilities)
- 行政系施設 (Administrative Facilities)

Construction Period Legend:

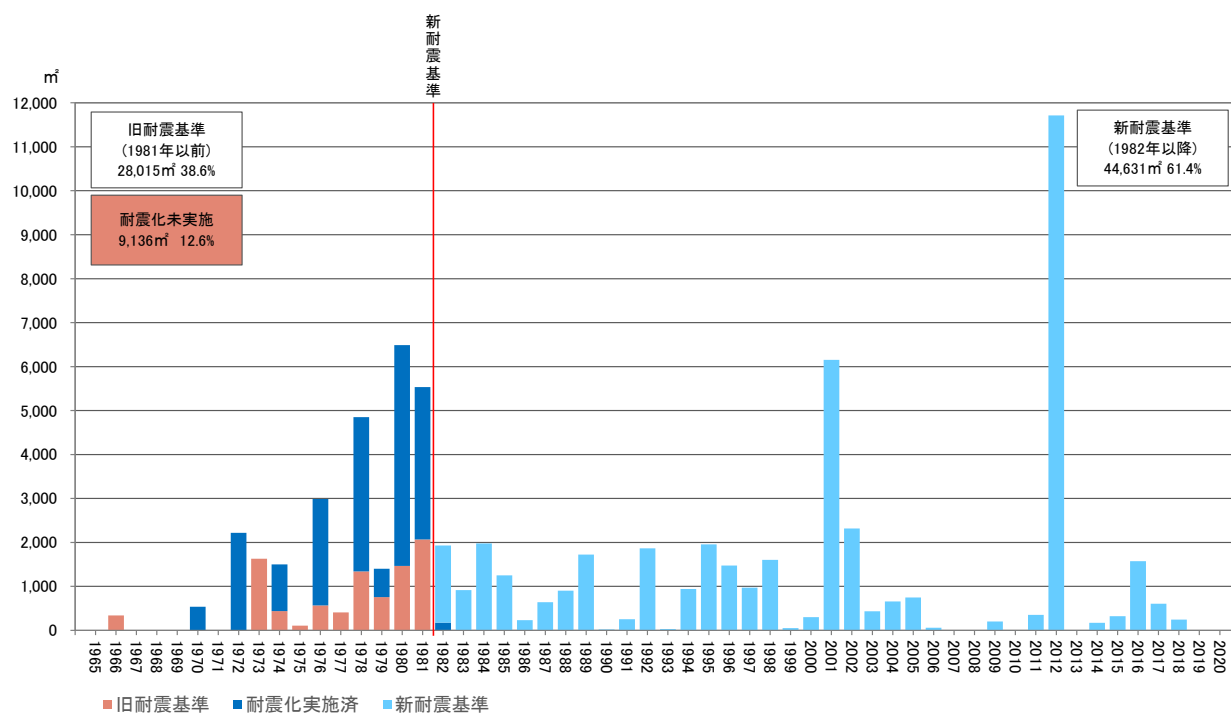
- 築30年以上 (Built 30 years or more)
- 築20～29年 (Built 20-29 years)

(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の 61.4%が新耐震基準による整備、残りの 38.6%が昭和 56 年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、約 9 割の施設が地震において想定建物被害に対する耐震性を有しています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本町の主なインフラ施設は、町道延長が 317.8km、橋りょうが 229 橋、上水道管路延長が 135.3km、下水道管路延長が 145.2km など図表 4-6 のとおりとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

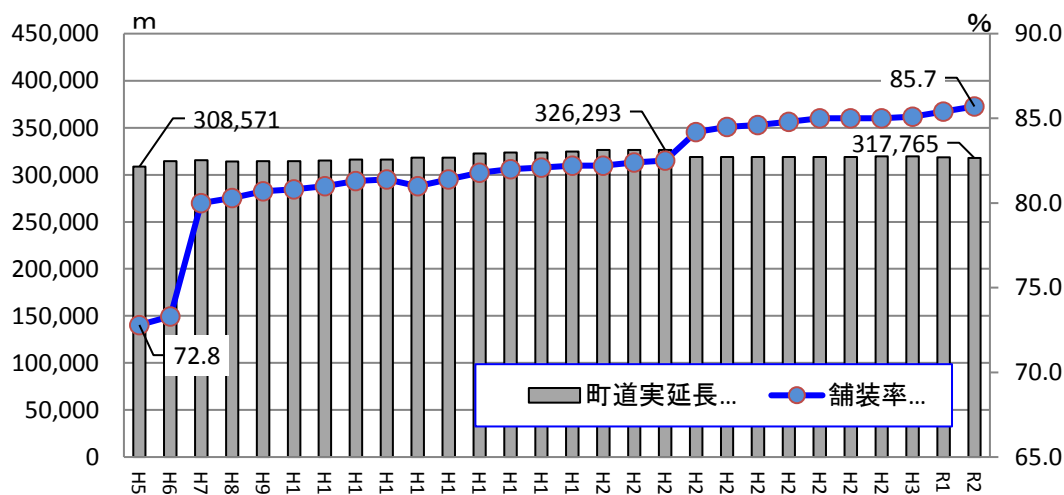
◆図表 4-6 インフラ施設の保有状況の推移

種別	主な施設	施設数量	
		平成 27 年	令和 2 年
道路	道路延長	319,053m	317,765m
	1 級町道延長	25,167m	25,150m
	2 級町道延長	17,514m	17,511m
	その他町道延長	276,372m	275,104m
橋りょう	橋りょう数	236 橋	229 橋
上水道	管路総延長	54,885m	135,336m
	浄水場	2 施設	2 施設
	配水池	17 施設	17 施設
	ポンプ室	2 施設	4 施設
下水道	管路総延長	140,201m	145,210m
	終末処理場	1 施設	1 施設
	ポンプ施設	1 施設	1 施設
	浄化センター	7 施設	5 施設
林道施設	林道延長	14,244m	14,244m
	林道橋りょう数	15 橋	15 橋
土地改良施設	用水路延長	74 km	74 km
	ため池	12 池	13 池

ア 道路

令和 2 年の町道の実延長は、317,765m であり、舗装率は 85.7%の整備となっています。

◆図表 4-7 道路の年度別整備状況



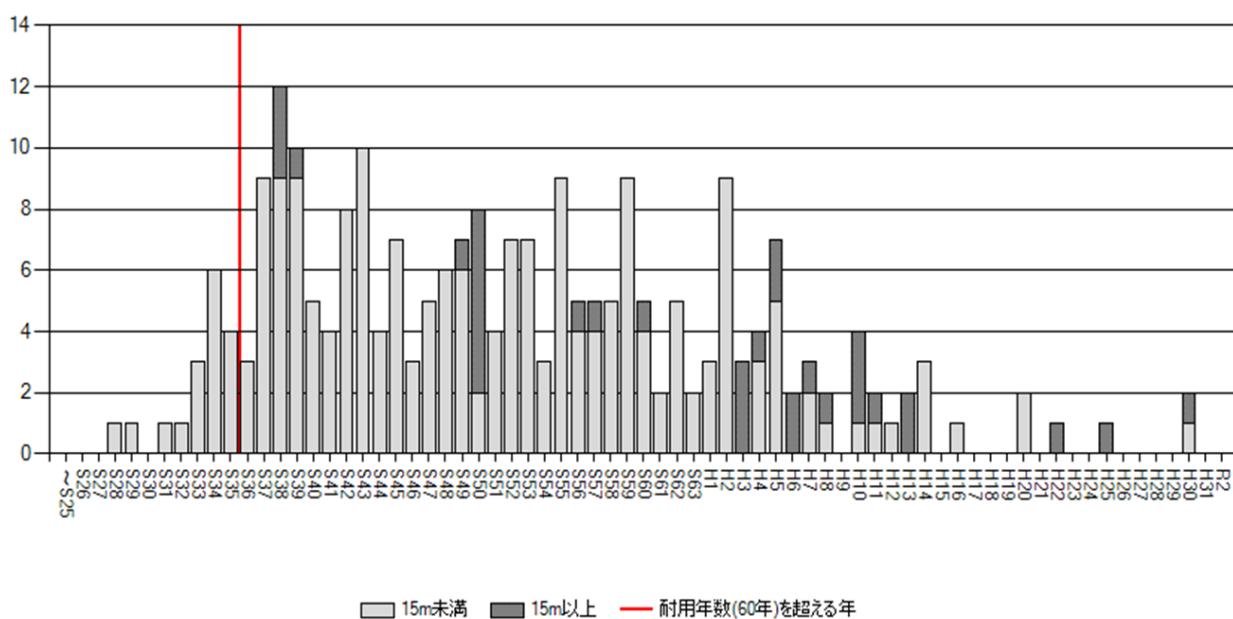
イ 橋りょう

橋りょうについては、供用年数の60年を超えているものが17橋、供用年数が51年から60年のものが72橋、41年から50年が59橋、31年から40年が50橋あり、供用年数が30年を超える橋りょうは198橋で全橋りょうの86%を占め、管理する橋りょうのほとんどが30年後には供用年数が60年を越すことになります。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、これらの費用を可能な限り縮減しつつ計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

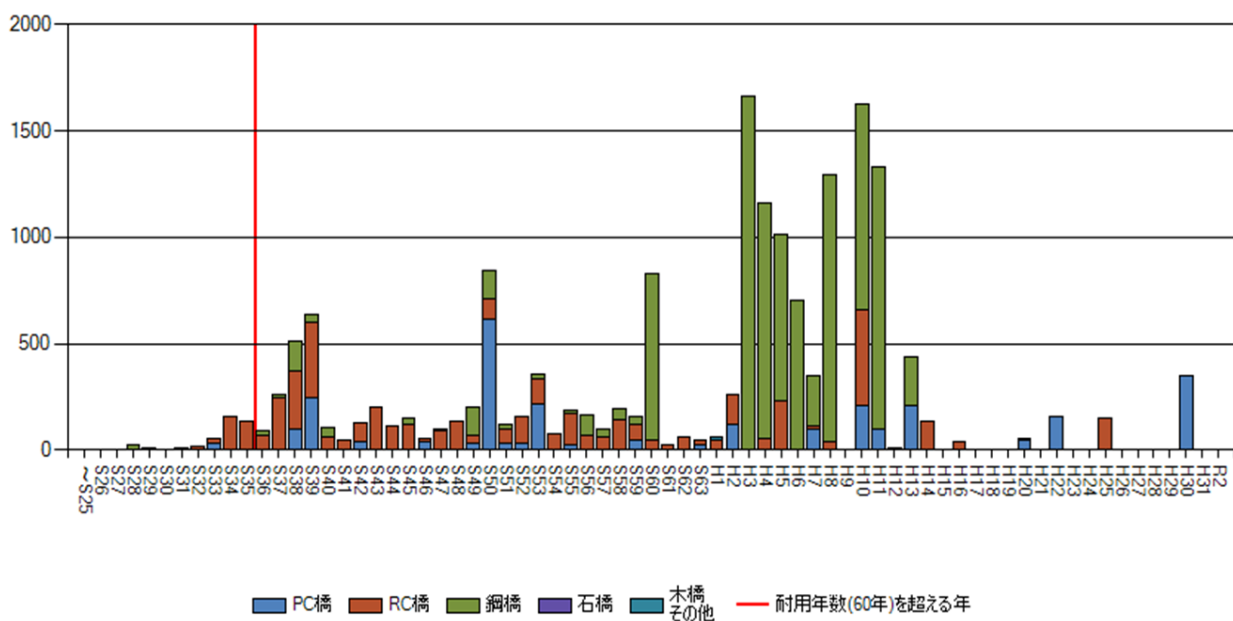
◆図表 4-8 橋りょうの年度別整備数

本



◆図表 4-9 橋りょうの構造別年度別整備面積

m²



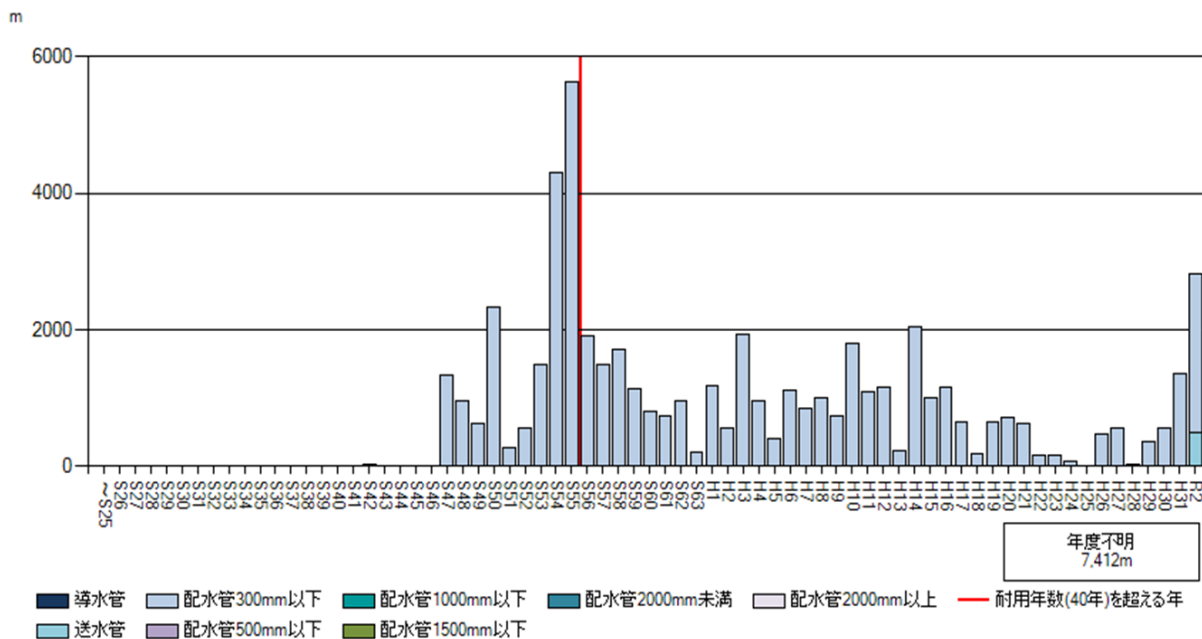
ウ 上水道

現在、町が管理する上水道管の総延長は約 135,336m となっています。

また、水道管の管種別では、配水管が全体の 9 割以上を占めています。

水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の 40 年を経過しているものは不明を除き全体の 10% 程度ですが、今後 20 年間では約 7 割が耐用年数に達する見込みです。

◆図表 4-10 上水道管の年度別整備状況

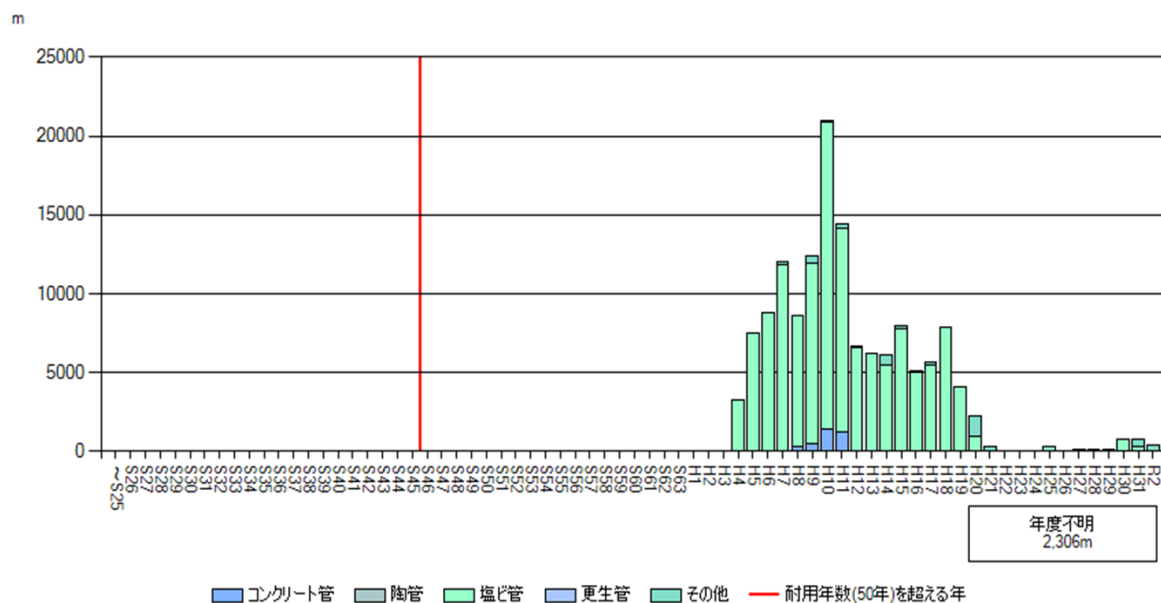


エ 下水道

現在、町が管理する下水道管の総延長は約 145,210m となっています。

下水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の 50 年を経過しているものはないが、最も早いもので 22 年後の令和 25 年(2043 年)に達する見込みです。

◆図表 4-11 下水道管の年度別整備状況



3 過去に行った対策の概要

(1) 施設数の縮減

計画策定時の平成 29 年度から令和 2 年度にかけて 3 棟、延床面積で 384.63 m²削減しています。

◆図表 4-12 除却施設一覧

施設名称	延床面積(m ²)	建築年度	対策実施年度	対策
かわせみの家	375.81 m ²	平成 18 年度	平成 30 年度	解体
福祉バス集合所	8.82 m ²	平成元年度	令和元年度	解体

(2) 施設の統廃合に向けた検討について

保育園施設は、民営化や統合等の検討を実施し、1 園は統合、1 園は民営化の方向性が決定しています。また、福祉複合施設 あさぎりの郷は、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、管理・運営方法について検討を進めた結果、令和 4 年 3 月 31 日に譲渡が決定しています。また、ポンプ積載車車庫等地域の消防施設については、消防団の人員体制等を踏まえ、統合や廃止を検討し、うち 1 施設について、令和 5 年 4 月の廃止に向け、検討しています。

また、高森町下水道事業経営戦略において検討された下水道事業の統廃合について、農業集落排水を公共下水道へ接続する事業を継続して実施しています。

(3) 計画の策定

◆図表 4-13 計画一覧

策定年度	計画名称
平成 25 (2013) 年度	・水道アセットマネジメント計画
平成 27 (2015) 年度	・公園施設長寿命化修繕計画 ・下水道総合地震対策計画
平成 29 (2017) 年度	・社会体育施設長寿命化修繕計画
平成 30 (2018) 年度	・舗装長寿命化修繕計画 ・橋梁長寿命化修繕計画
令和 2 (2020) 年度	・公共施設個別施設計画 ・学校施設長寿命化計画 ・保育施設等長寿命化計画 ・林道施設長寿命化計画
令和 3 (2021) 年度 策定予定	・下水道ストックマネジメント計画 ・土地改良施設インフラ長寿命化計画
令和 4 (2022) 年度 策定予定	・水道事業基本計画 ・水道事業経営戦略 ・下水道事業経営戦略 ※見直し
策定検討中	・道路構造物長寿命化修繕計画 ・河川長寿命化計画

4 将来の更新費用の推計

(1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法

各施設を耐用年数経過時に更新した場合や重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕等を実施した場合の必要コスト（単純更新）と、各長寿命化計画で策定された必要コストを比較することにより、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析する事ができます。

長寿命化計画未策定またはコスト算定されていない長寿命化計画の種別については、単純更新と長寿命化計画の更新費用は、総務省提供ソフト（以下、「更新費用試算ソフト」という。）を利用します。

◆図表 4-14 更新費用の根拠

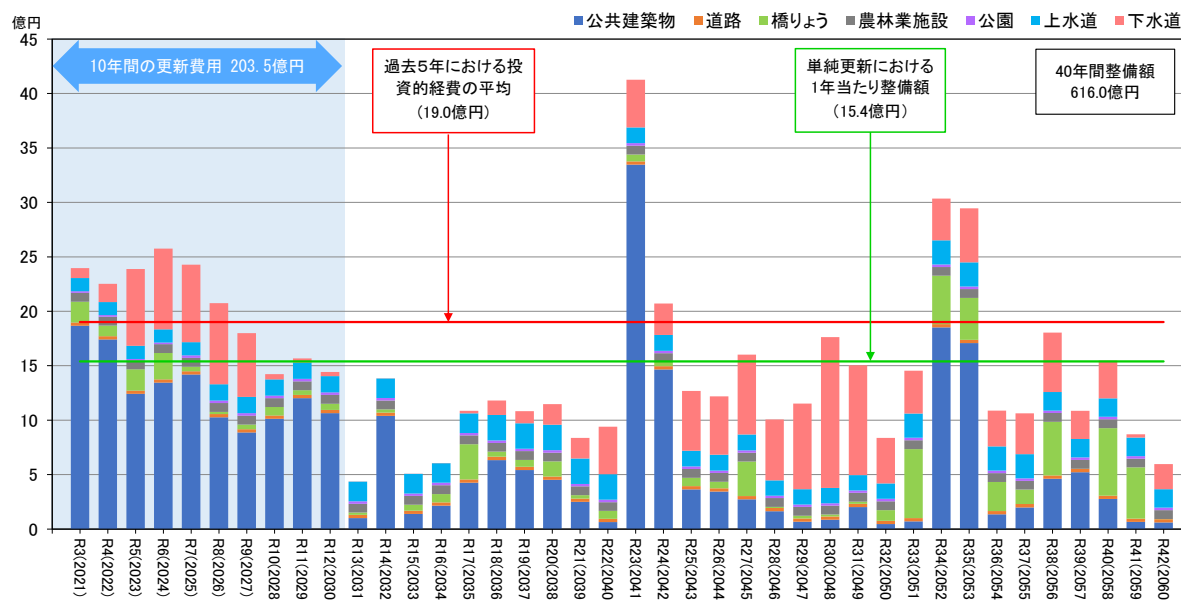
種 別		利 用 デ ー タ	
		単 純 更 新	長 寿 命 化 計 画
公共建築物	公共施設	個別施設計画の従来型の事業費	個別施設計画の中・長期計画の事業費
	学校施設	長寿命化計画の従来型の事業費	長寿命化計画の中・長期計画の事業費
	保育施設	長寿命化計画の従来型の事業費	長寿命化計画の中・長期計画の事業費
道 路		長寿命化計画の目標管理水準を達成させる規模の補修を想定した場合の事業費	単純更新と同額
橋 り ょ う		長寿命化計画の対症療法型の事業費	長寿命化計画の予防保全型の事業費
農 林 業 施 設		過去 5 年間の更新費用の平均値	単純更新と同額
公 園		長寿命化計画の予防保全型の事業費	単純更新と同額
上 水 道		水道アセットマネジメントの法定耐用年数で更新した場合の事業費	水道アセットマネジメントの重要度・優先度を考慮した更新需要の事業費
下 水 道		下水道・農集排経営戦略の建設費 ※R10 以降は更新費用試算ソフト	単純更新と同額

（２）公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

ア. 将来の更新費用の推計（単純更新）

単純更新における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 616.0 億円、年平均で 15.4 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 19.0 億円と比較して 0.81 倍になります。

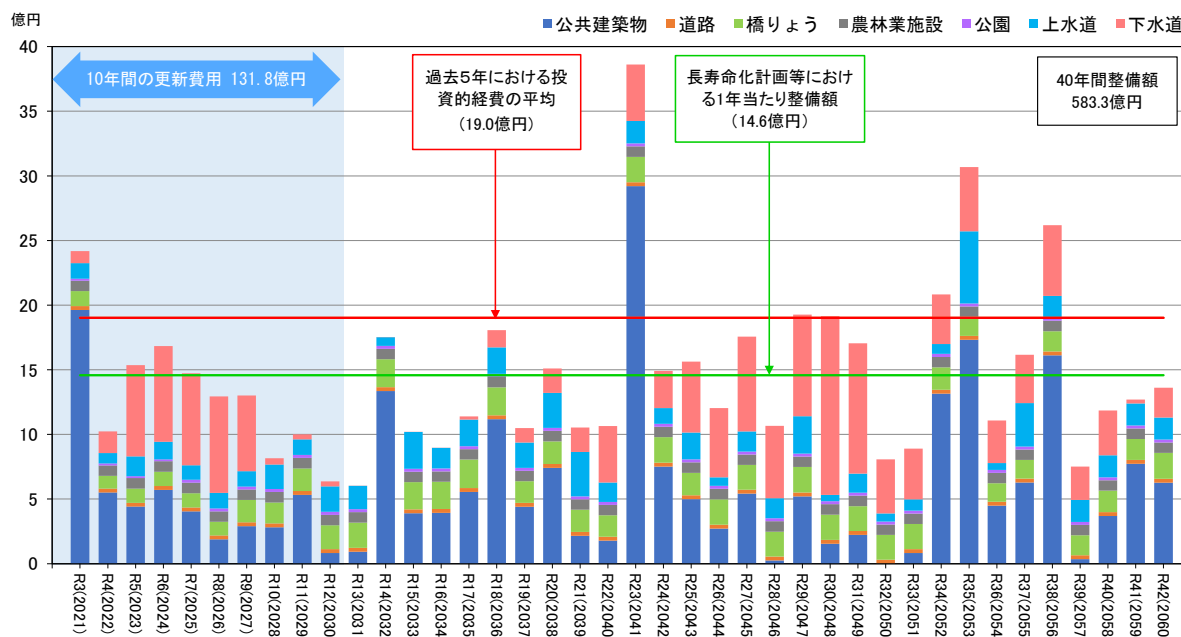
◆図表 4-15 将来の更新費用の推計（単純更新）



イ. 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）

長寿命化計画等における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 583.3 億円、年平均で 14.6 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 19.0 億円と比較して 0.77 倍になります。

◆図表 4-16 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）



(3) 中長期的な経費の見込み

施設の長寿命化対策等で実施した場合、今後 10 年間（令和 3 年度から令和 12 年度）で約 72 億円の削減効果が見込まれます。

今後、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

◆図表 4-17 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)円)

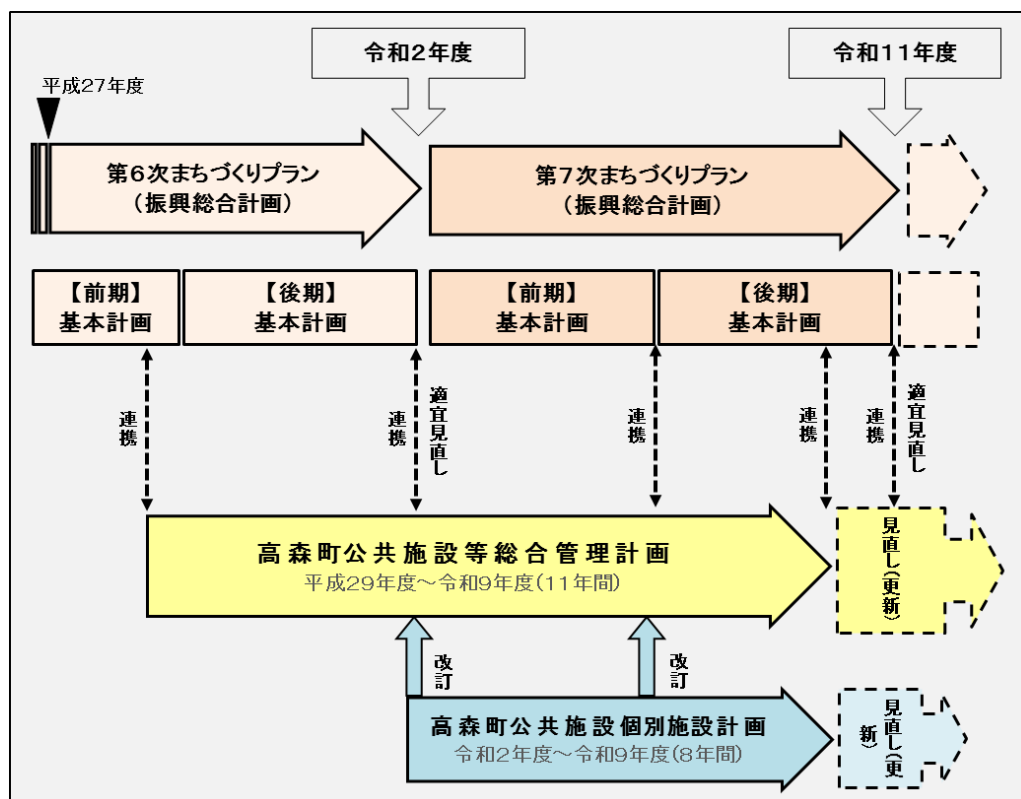
区 分			耐用年数経過時に単純更新した場合(①)	財 源 見 込 み	長寿命化計画 (②)	長寿命対策等の効果額 (②―①)	現在要している経費 (過去 5 年平均)
投資的経費	普 通 会 計	公 共 建 築 物	12,807	地方債 国庫補助等 90～100% 充当	5,304	▲7,503	1,136
		道 路	300		300	0	
		橋 り よ う	1,010		1,346	336	
		農 林 業 施 設	808		808	0	
		公 園	198		198	0	
	公営事業会計	上 水 道	1,349		1,348	▲1	283
		下 水 道	3,875		3,875	0	483
	計		20,347		13,179	▲7,168	1,902
維持補修費	普 通 会 計		430		430		43
	公 営 事 業 会 計		730		730		73
	計		1,160		1,160		116
合 計			21,507		14,339	▲7,168	2,018

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、更新を迎える平成29年度から令和38年度までの40年間を見通しつつ、上位計画である「高森町まちづくりプラン（振興総合計画）」などと連動しながら、向こう11年間（平成29年度～令和9年度）を対象期間とし、本町を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。

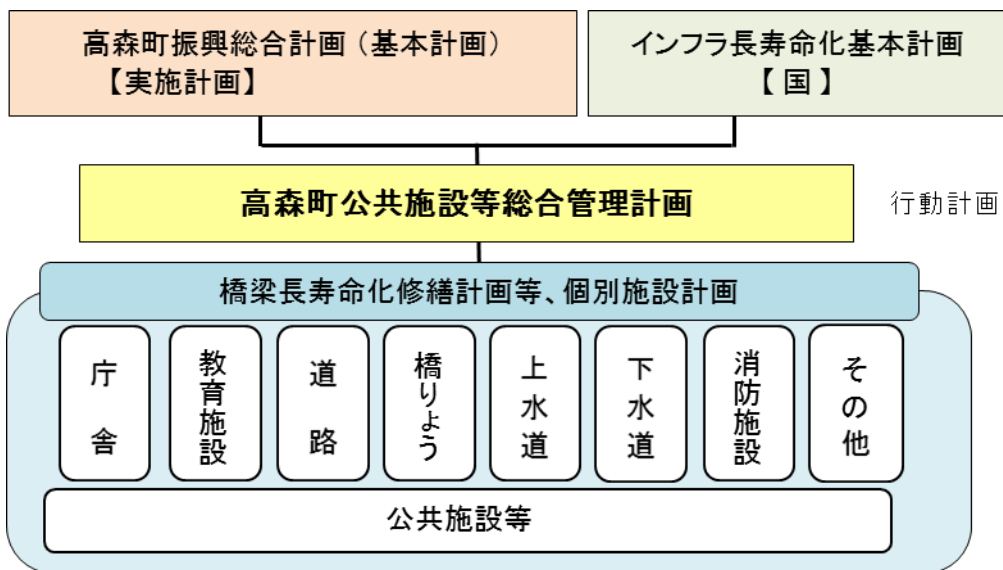
◆図表 5-1 計画期間（高森町振興総合計画との関係）



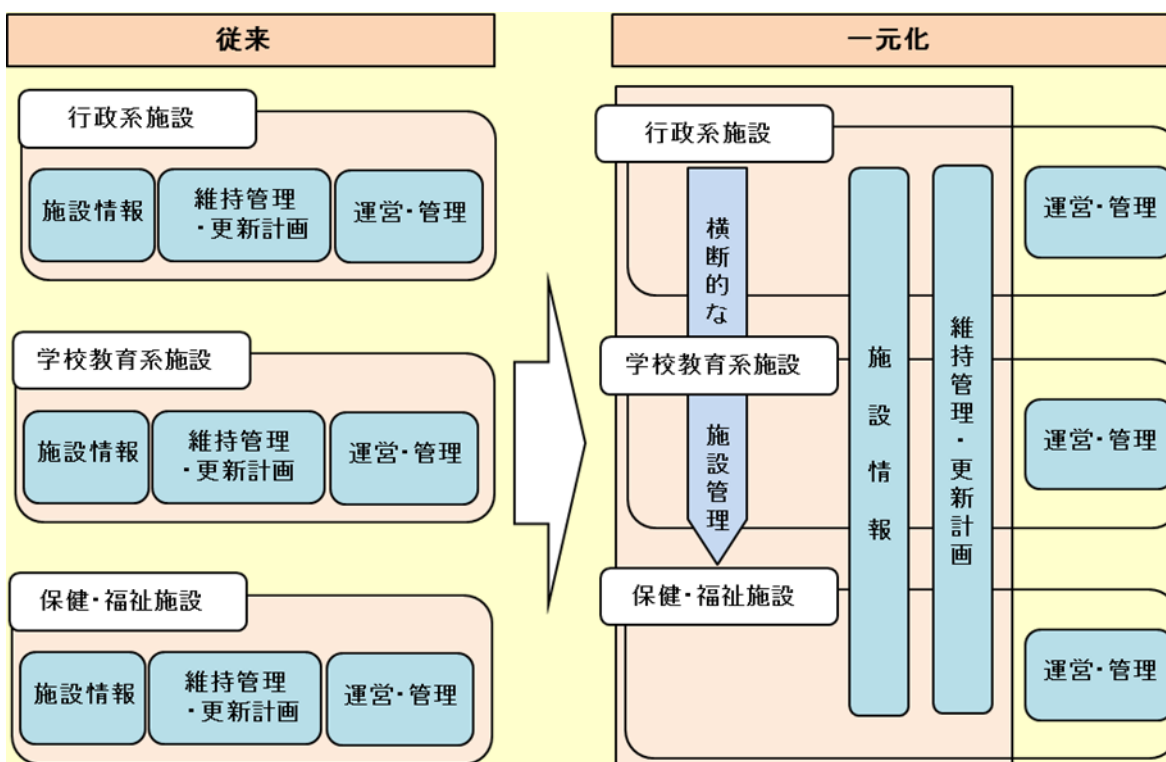
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「高森町まちづくりプラン」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

(1) 数量の適正性

人口ビジョンによる本町の定住人口の推計値(町独自推計)は、平成 22 年(2010 年)の 13,215 人から令和 27 年(2045 年)には、11,151 人にまで減少すると予測されています(図表 3-9)。公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、年少人口・生産年齢人口の減少、高齢人口が増加することに伴い、必要とする公共施設の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

人口の減少が見込まれる中で、現在保有している公共施設の改修や建替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難であると想定されることから、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、数量を適正に保つための施策が必要となります。

(2) 品質の適正性

公共建築物のうち築後 30 年以上経過しているものが 51.8%、築 20~29 年が 13.0%(図表 4-3)で、10 年後には築後 30 年以上経過する建築物が 6 割を超えるため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。

今後、高齢化の進行に対応し、利用者の安全確保を前提としながら、施設の品質を適正に保ち、効率的かつ効果的な住民サービスを提供していくためには、大規模な改修や更新が必要となります。

(3) コスト(財務)の適正性

生産年齢人口の減少と高齢化により、町税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、必要なサービス水準を確保しつつ、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本町では、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきました。今後も、既存施設の維持管理に当たっては、修繕や光熱水費・清掃費などのランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

人口の減少が予測される中で、現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口1人当たりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口1人当たりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの効率化だけでなく、人口の減少に見合った分だけ施設の総量（延床面積）を減らす必要があります。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延べ床面積の縮減に関する数値目標を、「高森町公共施設個別施設計画」「高森町保育施設等長寿命化計画」で検討した結果に基づき、設定することとします。

本計画期間内に取壊しや譲渡等を予定している建物は、17 棟、6,386.59 m²、継続を検討している建物の合計が 1,312.33 m²なので、本町が所有する施設総量（延床面積）を、令和9年度までに、約11%縮減することを目指します。

◆図表 5-4 縮減目標数量

計 画	取壊し・譲渡予定		継続検討	
	施設数（棟）	延床面積（m ² ）	施設数（棟）	延床面積（m ² ）
高森町公共施設個別施設計画	13	5,296.18	4	1,312.33
高森町保育施設等長寿命化計画	4	1,090.41	－	－

現在本町では、町立保育園の民営化や統合、消防団の人員体制に伴う施設の統廃合、福祉複合施設 あさぎりの郷の譲渡の検討や実施が進められていますが、今後、少子高齢化や人口減少という社会構造変化のもと、公共施設の建替えや大規模改造、長寿命化改修などの際には、施設規模の最適化に留意して検討を進め、個別施設計画に基づく予防保全的管理を行い、公共建築物の長寿命化を図り、維持・更新コストの縮減につなげていきます。

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上・下水道管を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、これまで整備してきたインフラ施設において「長寿命化修繕計画」を策定するなどし、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関する担当者を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、町づくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて実施し、事業費等の削減、平準化を図ることとします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用する PPP/PFI※の活用を積極的に検討します。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、施設の利用、高揚などの高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険を除去し安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低く転用や売却が困難な公共施設等は、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

※ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的活用や行政の効率化を図るもの。

PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(4) 耐震化の実施方針

本計画の安全確保の実施方針に基づき、利用、効用等の高い施設については、利用者の安全性の確保及び災害時において、的確に機能を発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。

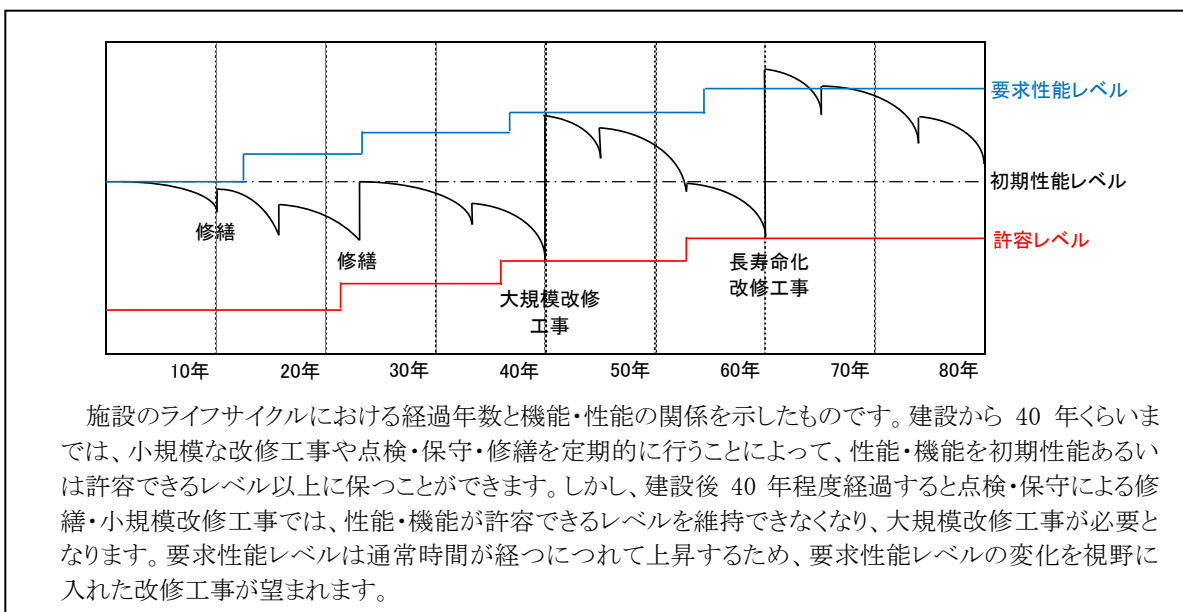
耐震化未実施の施設については、築後 30 年以上経過している老朽施設でもあり、耐震化とともに長寿命化を行う必要があるため、耐震補強は慎重に検討を行いつつ、耐震性のある既存建物への機能移転や更新による耐震化も視野に入れ検討します。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を実施し、不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。なお、すべての公共施設等に予防保全を実施するとなると、膨大な経費が必要となり、財政を圧迫しかねないため、実施範囲を検討します。

また、インフラ施設の橋りょうについては、既に策定済みの「高森町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆図表 5-5 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン※化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、町民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

(7) ゼロエネルギー化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、令和3年3月表明の「長野県高森町ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を踏まえ、CO2 排出やランニングコスト削減効果のあるゼロエネルギー化を推進します。

(8) 統合や廃止の推進方針

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

なお、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「高森町振興総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなど、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

計画の実施は、まちづくりのあり方に関わることから、町民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

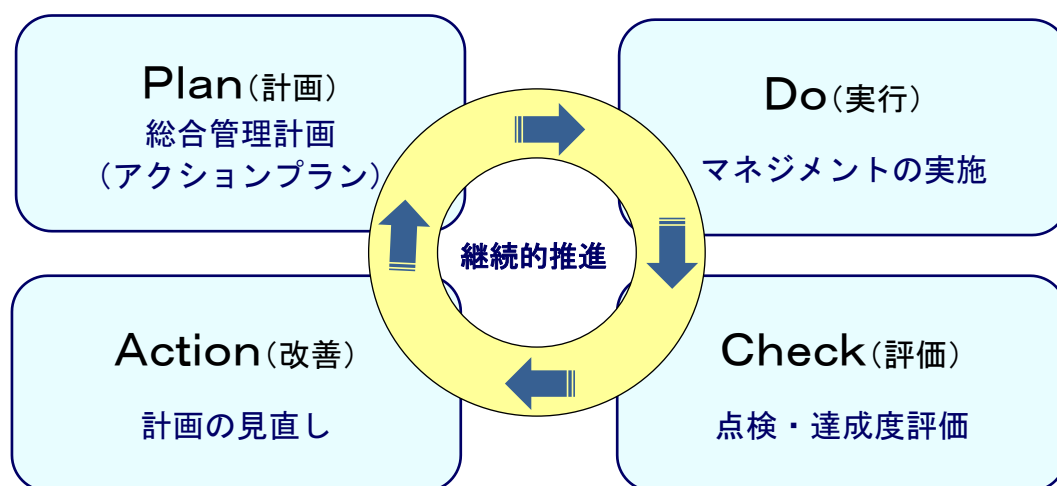
※ ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

6 PDCAサイクルの推進

本計画に掲げた目標を達成するためPDCA（計画・実行・評価・改善）のマネジメントサイクルに沿った進捗管理（フォローアップ）と点検評価を行い、計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により町民への公表を行います。

◆図表 5-6 PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共建築物の方向性

(1) 文化系施設

本町では、各地域に公民館、生活改善センター、集会所や区民会館等を保有しています。

◆図表 6-1 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区 分	集会施設	施設数	65 施設	延床面積	13,839.34 m ²
対 象 施 設	高森町中央公民館、下市田区民会館、吉田区民会館、原町陣屋区民会館、大島山区民会館、牛牧伝統芸能伝承館、出原区民会館、町内各地区館、各生活改善センター等				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 地域の交流・親睦を深める場として、今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。 また、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。 【安全確保の実施方針】 施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。 【統合や廃止の推進方針】 住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本町は、歴史民俗資料館、埋蔵文化財収蔵庫を保有しています。歴史民俗資料館は、新館を除き、建設されてから 40 年以上が経過しているため、点検・修繕を継続的に行い施設の長寿命化に取り組みます。

◆図表 6-2 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区 分	博物館等	施設数	2 施設	延床面積	2, 366. 17 m ²
対 象 施 設	歴史民俗資料館、埋蔵文化財収蔵庫				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 施設の適切な維持管理を行い、更新・修繕計画を立て、必要な更新・修繕を実施していきます。 【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。 【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。 【統合や廃止の推進方針】 歴史民俗資料館（新館を除く）については、老朽化が進んでいることから、施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう、運営方式も含めて施設のあり方を検討します。					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設として高森町民体育館、健康センターあさぎり、弓道場等を保有しています。健康センターあさぎり、マレットゴルフ場・便所は建設されてから 10 年以上、高森町民体育館、弓道場、町民運動場の倉庫・休憩所・観覧席・ダッグアウトは 30 年以上が経過しているため、大規模な修繕が必要になると考えられます。

また、レクリエーション施設・観光施設として保有している高森町民研修センターは築後 40 年以上経過しています。

◆図表 6-3 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区 分	スポーツ施設	施設数	8 施設	延床面積	6,727.64 ㎡
対 象 施 設	高森町民体育館、健康センターあさぎり、弓道場、山吹マレットゴルフ場、牛牧マレットゴルフ場、町民運動場、天白グラウンド、高森ドーム				
区 分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	3 施設	延床面積	4,797.15 ㎡
対 象 施 設	高森町民研修センター、信州たかもり温泉（湯が洞、御大の館）、山の寺キャンプ場				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。 【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。 【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。 【統合や廃止の推進方針】 将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。また、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性などを勘案して、総量抑制方策を検討します。 ※牛牧マレットゴルフ場は、令和4年3月31日廃止予定。					

○個別施設計画等

- ・高森町社会体育施設長寿命化修繕計画（平成 29 年度～令和 8 年度）

(4) 産業系施設

産業系施設は、今後も、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

産業振興センターが、建設されてから 30 年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-4 公共建築物（産業系施設）の保有状況

産業系施設					
区 分	産業系施設	施設数	2 施設	延床面積	2, 221. 13 m ²
対 象 施 設	アグリ交流センター、産業振興センター				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。 【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。 【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。					

(5) 学校教育系施設、子育て支援施設

本町は、小学校を2施設、中学校を1施設、保育所を4施設保有しています。

高森町学校給食共同調理場については、平成29年に国の補助金を活用し改築を行いました。北小学校については、新北校舎棟（増築棟）は比較的あたらしいものの、建設されてから30年以上が経過している建物（棟）が多く、管理棟、普通教室棟は40年以上経過しています。また、みつば保育園、吉田保育園、下市田保育園は40年以上、南小学校、高森中学校の一部、山吹保育園は建設後30年以上が経過しているため、いずれも今後建替えや大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-5 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区 分	学校	施設数	3 施設	延床面積	24,381.86 m ²
対 象 施 設	高森中学校、南小学校、北小学校				
区 分	その他教育施設	施設数	2 施設	延床面積	1,714.57 m ²
対象施設	高森町学校給食共同調理場、南小学校学童クラブ				
子育て支援施設					
区 分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	4 施設	延床面積	2,450.99 m ²
対 象 施 設	みつば保育園、下市田保育園、山吹保育園、吉田保育園				
区 分	幼児・児童施設	施設数	1 施設	延床面積	515.29 m ²
対 象 施 設	女性活躍子ども子育て拠点施設（あったかてらす）				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕を行います。園児、児童、生徒の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能確保を行うため、施設の耐震化（建替含む）を優先的に進めます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 建設後 30 年以上が経過している小学校、保育所、中学校の一部は、将来的には大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を行います。 【安全確保の実施方針】 園児、児童、生徒の安全な環境を維持することを最優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。 【統合や廃止の推進方針】 子育て支援施設、学校教育施設については、少子化により園児、児童、生徒数が減少していることから、今後の推移等も踏まえ、将来の施設の在り方、総量の適正化を検討します。 ※吉田保育園は私立吉田河原保育園との統合により、令和4年3月31日付で閉園予定。 みつば保育園は認定こども園として民営化し、令和5年3月31日付で開園予定。					

○個別施設計画等

- ・高森町学校施設長寿命化計画（令和2年度～令和9年度）
- ・高森町保育施設等長寿命化計画（令和2年度～令和9年度）

(6) 保健・福祉施設

保健・福祉施設として本町では、5施設を保有しています。

福祉センターは建設されてから40年以上、健康管理センターについては建設されてから30年以上が経過していることから、今後10年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-6 公共建築物（保健・福祉施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区 分	高齢福祉施設	施設数	3 施設	延床面積	4, 356. 34 m ²
対象施設	福祉複合施設 あさぎりの郷、老人福祉センター（やすらぎ荘）、認知症高齢者グループホーム				
区 分	保健施設	施設数	1 施設	延床面積	450. 00 m ²
対 象 施 設	健康管理センター				
区 分	その他社会福祉施設	施設数	1 施設	延床面積	1, 641. 46 m ²
対 象 施 設	福祉センター				
●管理に関する基本的な考え方					
【点検・診断及び耐震化の実施方針】					
高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。					
【維持管理・修繕・更新等の実施方針】					
点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。					
【安全確保の実施方針】					
建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。					
【統合や廃止の推進方針】					
行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、今後の管理・運営方法について検討を進めます。高齢福祉施設は、福祉事業者への建物譲渡を検討していきます。福祉センターは、耐震性能等を調査のうえ、改築を含めて検討していきます。					
※福祉複合施設 あさぎりの郷は、令和4年3月31日譲渡予定。					

(7) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、今後も、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。庁舎等は、建設されてから 40 年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-7 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区 分	庁舎等	施設数	1 施設	延床面積	2, 955. 00 m ²
対 象 施 設	高森町役場（庁舎、倉庫等）				
区 分	消防施設	施設数	14 施設	延床面積	859. 84 m ²
対 象 施 設	自動車ポンプ車庫、ポンプ積載車車庫（消防団詰所）等				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防施設は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。 【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。 【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。 【統合や廃止の推進方針】 自動車ポンプ車庫等は、消防団の人員体制等を踏まえ、統合や廃止を検討します。 ※旧第 2 分団 1 班ポンプ積載車車庫は、2 分団の再編成により令和 5 年 4 月廃止予定。					

(8) 町営住宅

本町が管理する町営住宅（山吹）は、建設されてから 30 年以上が経過しているため、今後大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。

◆図表 6-8 公共建築物（町営住宅）の保有状況

町営住宅					
区 分	町営住宅	施設数	2 施設	延床面積	2,318.08 m ²
対 象 施 設	町営住宅（山吹）、特定公共賃貸住宅				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 住宅の延命を図るため、必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。 【安全確保の実施方針】 点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。 【長寿命化の実施方針】 予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。 【統合等推進方針】 老朽化が進んだ町営住宅については、県との協同建替を研究し、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な公営住宅の供給を推進します。					

(9) その他（公園施設含む）

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-9 公共建築物（公園、その他）の保有状況

その他（公園施設含む）					
区 分	公園	施設数	10 施設	延床面積	265. 56 m ²
対 象 施 設	天白公園、丸山公園、やまぶき公園、大丸山公園、城山公園、吉田東公園、中央公園、柿とカヌーと祭りの広場、自然公園、ほたるパーク山吹				
区 分	その他	施設数	7 施設	延床面積	785. 58 m ²
対 象 施 設	教員住宅、やまぶき邸、中央道バス停等				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握していきます。なお、小規模で簡易な建物については、必要最小限の点検管理をすることとします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

【安全確保の実施方針】

今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。

公園については、公園施設長寿命化修繕計画に基づき、遊具の安全点検の実施等、予防保全型の管理を推進するとともに、老朽化した遊具については、取り壊し等も視野に、利用者の安全を優先的に確保します。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。

その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。

○個別施設計画等

- ・高森町公園施設長寿命化修繕計画（平成 27 年度～令和 6 年度）

2 インフラ施設の方向性

ア 道路

本町における町道の総延長は 317,765m、舗装率は 85.7%です。

道路は、町民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

○個別施設計画等

- ・高森町舗装長寿命化修繕計画（平成 30 年度策定）
- ・高森町道路構造物長寿命化修繕計画（策定検討中）

イ 橋りょう

橋りょうについては、延長 15m 以上の橋りょうは 33 橋あり、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、予防保全・長寿命化を基本とする維持管理を推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5 年に 1 回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「高森町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕・更新を行い、維持管理費用の縮減と平準化を図ります。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

○個別施設計画等

- ・高森町橋梁長寿命化修繕計画（平成 30 年度策定）

ウ 上・下水道

上・下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を行ってきました。本町の上・下水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。

このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

上水道については、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。なお、下水道については、高森町下水道総合地震対策計画に基づき、平成27年度～令和元年度にかけ高森浄化センターの耐震化を実施しております。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【統合や廃止の推進方針】

高森町下水道事業経営戦略において検討された下水道事業の統廃合について、農業集落排水を公共下水道へ接続する事業を継続します。

○個別施設計画等

- ・高森町水道事業基本計画（令和4年度策定予定）
- ・高森町水道ビジョン（平成21年度～平成29年度）
- ・高森町水道事業経営戦略（令和4年度～令和13年度）
- ・高森町水道アセットマネジメント計画（平成25年度に策定予定）
- ・高森町下水道事業経営戦略（令和4年度に見直し予定）
- ・高森町下水道総合地震対策計画（平成27年度～平成31年度）
- ・高森町下水道ストックマネジメント計画（令和3年度に策定）

エ 林道（橋りょう）

森林整備の向上や木材搬出の輸送力向上を進めるため、林道施設の基盤整備が進められ、高森町が管理する林道は14,244m、橋りょうが15橋となっています。

経年劣化等による林道施設の変化は避けられない状況にあり、日常的なパトロールや点検により落石や倒木処理及び破損箇所の補修を行っていますが、修繕費の急激な増大を避けるため、施設の長寿命化対策として策定した施設毎の個別施設計画に基づき、コストの縮減及び財政負担の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

「高森町林道施設長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減及び平準化に努めます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

○高森町林道施設長寿命化計画（個別施設計画） 令和2年度策定

オ 土地改良施設（用水路・ため池）

高森町の管理する主な農業用水路は約 74 km、ため池は 13 池あります。

農業用水路及びため池は、農業用水の確保や地域の防災・減災といった公益的な役割を果たしており、高度成長期に整備された施設が多く、老朽化が進んでいます。今後、計画的な改修及び施設の長寿命化を進める必要があります。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

「高森町土地改良施設インフラ長寿命化計画」を策定し、計画的な修繕・更新を行い、維持管理におけるライフサイクルコストの低減を図ります。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

○個別施設計画等

- ・高森町土地改良施設インフラ長寿命化計画（令和 3 年度策定）

カ 河川

高森町には、町が管理する準用河川が 3 河川、延長にして 4,300m、普通河川が 21 河川あります。

今後、浸水被害の著しい河川を計画的に改修することにより、生活基盤の整備を図るとともに、水質の浄化を行い、清浄な流れの確保を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

今後、大規模修繕等が見込まれる場合には、個別施設計画を策定し、計画的な改修を行い、維持管理におけるライフサイクルコストの低減を図ります。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

○個別施設計画等

- ・高森町河川長寿命化計画（策定検討中）

高森町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

発行者 長野県高森町役場総務課

〒399-3193 長野県下伊那郡高森町下市田 2183 番地 1

代表電話：0265-35-3111